写

令和８年 10 月 29 日

一般社団法人長野県経営者協会
会長　松下　正樹　殿

※ほか 49 団体あてに要請しました。

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70%以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあることから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 経営トップによるメッセージの発信
- 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
- ノー残業デーの設定
- 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　　等

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 十分な納品リードタイムの確保
- 運送を考慮した出荷時刻の設定　等

3　自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

　また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

長 野 労 働 局 長

木村　聡



仕事は、たいせつ。でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17：00～22：00　土・日／10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17：00～22：00
土・日 10：00～16：00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

長野
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare







毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム





過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



日　時　2026. 11.27 金　13:30～15:30（受付13:00～）

参加無料
事前申込

会　場　**ホテル信濃路 2階 穂高**
（長野市中御所岡田町131-4）

●お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：長野県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、長野県弁護士会、長野産業保健総合支援センター、長野県社会保険労務士会、長野県経営者協会、長野県商工会議所連合会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会連合会、連合長野、長野県平和・人権・環境労働組合会議、長野県労働組合連合会、長野県労働者福祉協議会

長野会場

プログラム

［主催者挨拶］　長野労働局

［基調講演］

「職場のメンタルヘルス対策
～今改めて長時間過重労働とハラスメント防止のために～」

天笠　崇 氏
（精神科医／公立学校法人静岡社会健康医学大学院大学 社会健康医学研究科 客員教授）

［企業の取組事例］

「社員とワクワクする会社を造る
～健康経営×働き方改革　過労を防ぎ、社員が安心して働ける労働環境への取り組み～」

高木建設株式会社　代表取締役社長　**髙木 亜矢子** 氏

［過労死遺族からの声］

［閉会挨拶］



天笠　崇 氏

精神科医
公立学校法人静岡社会健康医学大学院大学
社会健康医学研究科 客員教授

代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問、働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長、北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師、(一社)SST普及協会事務局長

【専門領域】
社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学(社会健康医学博士)、認定産業医・労働衛生コンサルタント、精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社)SST普及協会認定講師

会場のご案内

ホテル信濃路 2階 穂高
(長野市中御所岡田町131-4)

・JR「長野駅」善光寺口より徒歩8分　・無料駐車場90台完備



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　**過労死等防止対策推進シンポジウム　検索**
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定を、持続可能な取引の好機にしましょう！

適正な工期設定はなぜ必要？

1. 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
2. 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

▼

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

☑ 受注者が**時間外労働規制を遵守**できる工期設定に協力すること

受注者から提出された適正な工期による見積りを尊重してください

☑ **工期延長等の契約条件変更**等について受発注者間で協議すること

契約工期での施工が困難な場合など、適切に変更協議に応じてください

☑ 契約締結において**安全と健康確保に必要な経費**を確保すること

☑ 建設資材価格高騰を踏まえた**適切な価格転嫁**に対応すること

詳しくはこちら⇒ 適正工期確保ガイドブック

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

<協議会事務局> 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「労務費に関する基準」を踏まえた請負契約の価格交渉・契約締結をしましょう！

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のために、建設業法等が改正され、令和7年12月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

建設工事の発注にあたっては、以下のルールを遵守して取引していただくようお願いします。

○建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるよう、賃上げにより担い手の処遇を改善すること

○発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換すること

☑ 工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

☑ 提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

☑ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

☑ 技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

詳しくはこちら⇒ 改正建設業法　第三次担い手三法

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部
関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

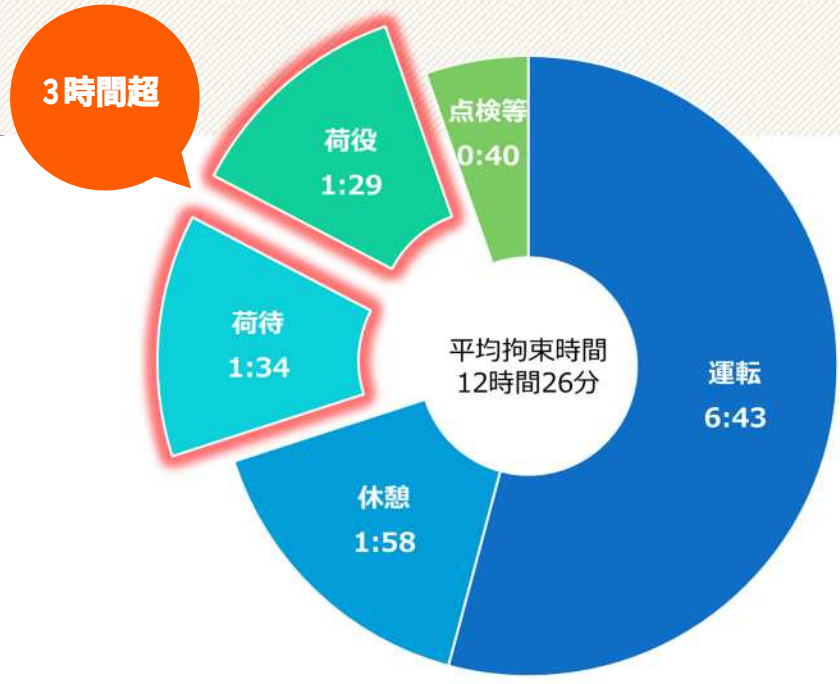
荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R２）」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

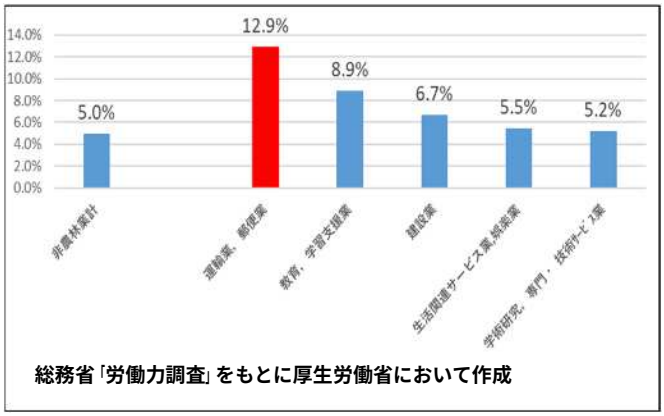
荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

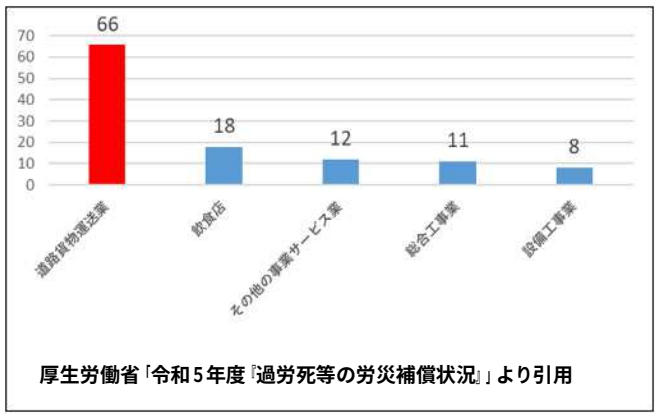
月末1週間の就業時間が６０時間以上の雇用者の割合※（Ｒ５年、上位業種）



総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

脳･心臓疾患の労災支給決定件数（Ｒ５年度、上位業種）



厚生労働省「令和５年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

道路貨物運送業は、脳･心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。



**こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など
トラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。**

このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

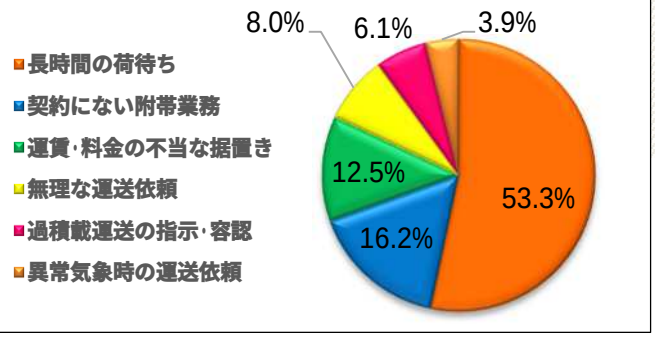
担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



**何も対策をしなければ、
２０３０年には３４％の輸送力が
不足するかもしれません。**

トラックＧメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約７割を占めます

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（Ｒ６.６.３０時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

**こうした状況を踏まると、
発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。**

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
・パレット等の活用（発着荷主共通）
・納品リードタイムの確保（着荷主）
・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主）　など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）

運送契約を締結するにあたっては、**契約は書面で行う**とともに、**運送の対価である「運賃」**と、**荷役作業などの対価である「料金」**を分けて契約し、**契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう**。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします**。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、**２０２４年４月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている**一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる**「２０２４年問題」**に直面しています。
こうした中、同年５月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める**改正物流法**が公布されました。

改正物流法に基づき、令和７年度以降、**企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者**に対し、**荷待ち・荷役時間の削減**等のために取り組むべき措置について**努力義務**が新たに課せられます。
また、**トラック事業者の取引**に対しては、**運送契約締結時の書面交付**や**実運送体制管理簿の作成**等の**義務**が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

（2024.9）

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)